兵庫県（瀬戸内海・日本海）沿岸海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画　概要

資料2

1　兵庫県海岸漂着物・漂流ごみ等対策推進地域計画の背景及び目的

(1)背景	○国において「海岸漂着物処理推進法の改正(H30.6)」、「プラスチック資源循環戦略（R1.5)」、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（R1.5)」が策定　⇒県地域計画を改定（R2.3）
(2)目的	内陸から沿岸に渡る流域圏の多様な主体と一層の連携を図り、包括的・効果的に海岸漂着物だけでなく、漂流ごみ・海底ごみを含めた海ごみの円滑な処理及び発生抑制を推進
(3) 計画の位置づけ	○海岸漂着物処理推進法第14条第1項の規定及び基本方針に基づく計画 ○兵庫県廃棄物処理計画の廃棄物の減量及び適正処理に向けた施策のうち、海岸漂着物等対策の基本方針や、具体的な対策内容を示した個別計画

2　兵庫県の海岸の現状と課題

(1) 海岸の概要

○瀬戸内海沿岸　：　総延長705km
「海岸法」で大阪湾沿岸、播磨沿岸、淡路沿岸に区分

○日本海沿岸　：　総延長154km
「海岸法」で但馬沿岸に区分

(2) 兵庫県の海岸漂着物の現状

○瀬戸内海の漂着物は沿岸域だけでなく内陸部（河川）からの流出が多い。
○日本海の漂着物は国内からの漂着物以外にも海外からのものも多い。
○海域由来では、船からの投棄や漁具等の流出のものもある。

(3) 海岸漂着物の回収状況等

沿岸		瀬戸内海沿岸			日本海沿岸
		大阪湾沿岸	播磨沿岸	淡路沿岸	
範囲		尼崎市～神戸市 総延長：約203km	明石市～赤穂市 総延長：約286km	淡路島 総延長：約216km	豊岡市～新温泉町 総延長：約154km
海岸漂着物回収実績(t)※1	H26	303.3	66.5	365.4	326.9
	H27	266.9	63.2	218.1	156.3
	H28	88.2	37.9	116.6	152.8
	H29	67.3	94.6	253.3	813.3
	H30	113.9	247.3	374.6	277.4
漂着量推計(t)※2		46.0	215.3	194.6	214.1

※1　海岸漂着物等地域対策推進事業による回収実績
※2　平成22年度及び令和元年度に実施した調査からの推計

○組成：流木や木材等の自然物が多く、人工物ではﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、発泡ｽﾁﾛｰﾙ類が多い。

(4) 海岸漂着物等の処理受入れの状況

区分	市町数	ボランティア清掃で回収した海岸漂着物の受入れ	清掃ボランティアへの支援制度の有無	漁業者が操業中に回収した漂流ごみ・海底ごみの受入れ
瀬戸内海沿岸自治体	15	13 （87%）	12 （80%）	3 （20%）
日本海沿岸自治体	3	3 （100%）	3 （100%）	2 （67%）

※　海岸漂着物等の受入れの状況について、令和元年度に県内の沿岸市町に照会

(5) 課題

①回収・処理に係る課題	○搬出・回収が困難な大型漂着物（流木などの自然物）が存在 ○タイヤなどの処理困難物や塩分付着などによる各市町での処分受入困難なものが存在 ○台風・大雨時に管理者以外の民間団体等（漁業者等）が回収並びに民間が処理する場合の処分費用
②発生抑制に係る課題	○陸域から河川等を通じて海域へ流出した生活系ごみが海岸漂着物等の多くを占める ○災害等によって流失した事業系資材などにも起因 ○プラスチックごみを円滑に回収しないとﾏｲｸﾛﾌﾟﾗｽﾁｯｸ化し回収が困難
③普及啓発に係る課題	○内陸部でも清掃活動が行われているが関係者以外の関心が低い ○環境学習・教育による意識の向上・活動促進、地域での取組の情報発信が必要

3　海岸漂着物等対策の推進に関する基本的な考え方

【基本理念】
海岸や海域が県民共有の財産として健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることに鑑み、現在及び将来の県民が海岸等のもたらす恵みを享受することができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆衛生など、海岸等の総合的な環境について、その良好な状態の保全を基本としつつ、海岸漂着物等によって損なわれつつある環境を改善し、兵庫の美しい海を守る。

基本方針

ア　海岸漂着物等の円滑な処理
海岸管理者等、県、市町は連携して海岸漂着物等の円滑な処理を図る。

イ　海岸漂着物等の効果的な発生抑制
内陸地域と沿岸地域が一体となって3Rの推進などにより水域へのごみ等の流出防止を図るとともに、廃プラスチック類の排出抑制等に努めることでマイクロプラスチック化を防ぐなど効果的な発生抑制に努める。

ウ　多様な主体の適切な役割分担と連携の確保
海岸管理者等、国、県、市町、民間団体等、地域住民、事業者等の多様な主体が適切な役割分担の下で積極的に取組を進め、各主体が相互に情報を交換し、連携・協力する。

4　海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

【重点区域の選定基準】
○海岸漂着物が集積している海岸
○海岸の地形、海岸の景観、海岸の利用等、自然的・社会的条件において、保全が必要と認められる海岸
○海岸管理者等、海岸を有する市町が、重点的に海岸漂着物の回収、処理を進める海岸

沿岸名	瀬戸内海沿岸			日本海沿岸
	大阪湾沿岸	播磨灘沿岸	淡路沿岸	
重点区域数	6 (1)	30 (15)	44 (5)	31 (2)
重点区域延長(km)	136.6 (7.0)	272.7 (43.5)	122.8 (8.6)	105.0 (2.1)

（　　）内は今年度追加された地点

5　海岸漂着物等対策の内容

(1) 海岸漂着物等の処理に関する事項

ア　処理主体	対象区域を各管理者等が主体となって実施し、関係する各主体が円滑な処理に向けて協力
イ　処理時期	海岸管理者等は、海岸の地形、降雨や風向きなどの気象等の条件や景観、海開きや潮干狩りの開始時期などの海岸の利用、漁業等経済活動等の状況及び海岸漂着物等の量及び質の程度を勘案し、関係市町、民間団体等の意見を参考にして、海岸漂着物等の処理の実施時期及び頻度を設定
ウ　処理方法	海岸漂着物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に収集・運搬、処分
エ　その他	海岸漂着物等の処理に関する要請、離島地域等における対策、自然環境保全、情報の共有と連携、大量の海岸漂着物等への対応

(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

ア　流域圏を含んだ広域的な発生抑制対策
・流域でのごみ分布状況調査・発生源調査による実態把握と情報共有
・清掃活動等を通じた上流域と下流域の交流
・流域関係者（地域住民、環境活動団体、農林水産業者、民間企業、行政）　との意見交換
・流域が一丸となった環境キャンペーンの実施

イ　3Rの推進
　より一層の3Rを推進し、持続可能な循環型社会を実現

ウ　海ごみの原因となるプラスチックの使用抑制
　プラスチックごみを出さないライフスタイル構築

エ　海岸漂着物等の実態の把握
　量や組成等の把握を行い、発生源の把握・発生抑制対策につなげる

オ　適正処理等の推進
　分別収集への協力、減量化・適正処理

カ　不法投棄の防止
　不法投棄監視パトロールの実施や監視カメラの設置の検討による不法投棄されにくい環境づくり

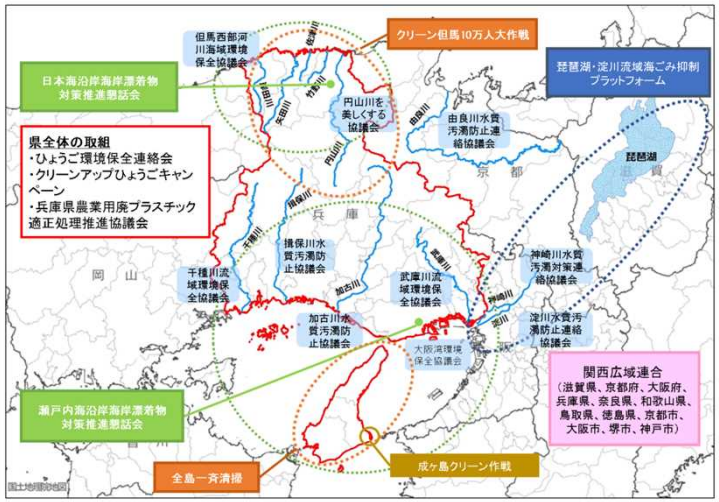

図　兵庫県における広域的な海岸漂着物等の発生抑制対策（一部）

キ　ポイ捨て防止　ポイ捨て条例を順守し、環境美化を推進

ク　水域等への飛散・流出の防止　台風などの強風・大雨による水域への流出防止

ケ　災害に強い森づくり等の推進　「県民緑税」の活用や森林整備等により、災害等による流木発生防止

コ　クリーン活動への参加　海岸のみならず内陸部のクリーン活動への参加

(3) 普及啓発、環境学習・教育又は消費者教育に関する施策

ア　普及啓発
　県民への清掃活動の呼びかけ、マナー向上、ポイ捨て防止や関連企業への清掃活動参加の呼びかけ

イ　環境学習・教育の推進
　環境フォーラム等での取組の発表・共有など、教育関係者等と連携した取組を推進

ウ　消費者教育（倫理的消費(エシカル消費)等の推進）
　「兵庫県消費者教育推進計画」に基づき、倫理的消費(エシカル消費)の普及に向けた消費者教育を推進
　「グリーン購入法」に基づく、環境配慮型製品等の購入

6　漂流ごみ・海底ごみ対策

漁業者が操業中に回収した漂流ごみ等について、補助金を活用した処理など、地域の実情に応じた処理体制を構築する。

(1) 漂流ごみ・海底ごみ処理の取組

　漂流ごみ等の処理に関し、各主体の役割分担、回収される漂流ごみ等の傾向、回収量・処理費用を把握し、処理体制の構築を目的として、市（洲本市）と漁業者（五色町漁業協同組合：主に底引き網漁）との連携により、平成30年度に漂流ごみ等の回収モデル事業を実施

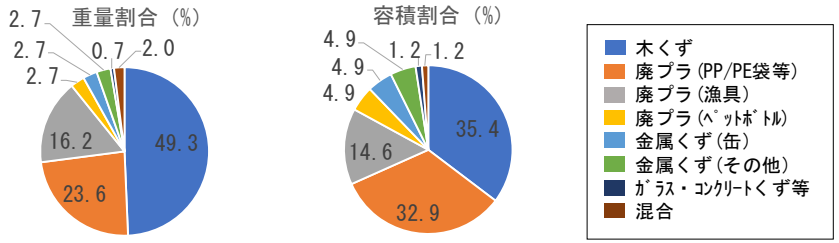

※　回収量：合計1,480kg（平成30年11月1日から12月26日まで23日間実施）
図　回収モデル事業での漂流・海底ごみの組成割合

(2) 県の取組方針

「海岸漂着物等地域対策推進事業」（環境省）、「水産多面的機能発揮対策事業」（水産庁）による補助金の活用及び市町の処理施設等を活用した処理など、地域の実情に応じた処理体制を構築し展開

ア　回収体制の構築
　海岸管理者等、県、市町は関係者と協議の上、日常的に海域を利用する漁業者の協力を得て、漁場環境の改善及び海洋環境を保全するため、海域における漂流ごみ等の回収体制の確立を目指す。

イ　円滑な処理の構築
　海岸管理者等、漁業関係者、県及び市町は、モデル事業による取り組みなどを参考に回収された漂流ごみ等の適正な処理体制の構築を目指す。

ウ　漁業者ボランティアとの調整や助成措置の実施
　県は、漁業者に漂流ごみ等回収時に必要な資機材購入等、支援を実施。

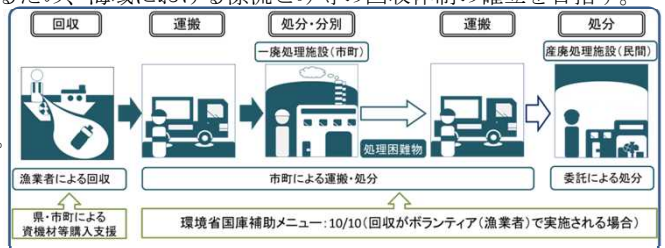

図　市町処理施設を活用した処理スキーム（イメージ）

7　プラスチックごみゼロアクション

生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まっているプラスチックごみについて対策を推進

(1) 県の取組

ア　リデュースの取組	(ア)レジ袋削減運動の強化 (イ)県自らの環境率先行動の推進 (ウ)ごみを出さないライフスタイルの転換 (エ)農業由来の使用済プラスチックの回収・適正処理の徹底
イ　リサイクルの取組	(ア)ペットボトルの分別・回収・リサイクルの徹底 (イ)廃棄物処理計画に基づく再利用率の向上促進 (ウ)廃プラスチックの熱利用の推進 (エ)事業系プラスチック類分別回収の徹底
ウ　ポイ捨て防止・不法投棄防止	(ア)クリーンアップひょうごキャンペーンの強化 (イ)ポイ捨て等のないまちなみづくり (ウ)不適正処理の監視及び強化（再掲） (エ)県民・事業者の適正処理の推進（再掲）
エ　再生材・バイオプラスチックの利用	(ア)海洋生分解性プラスチック等への素材転換の促進 (イ)県自らのグリーン調達の推進
オ　海洋プラスチック対策	(ア)「海岸漂着物等地域対策推進事業」「水産多面的機能発揮対策交付金」を活用したプラスチックごみを含む海洋ごみの回収・処理（再掲） (イ)漁業者が回収した海ごみの市町への受入れ（再掲） (ウ)漁業系廃棄物処理ガイドラインの周知 (エ)海域利用者への普及啓発 (オ)関西広域連合が実施するマイクロプラスチック実態調査
カ　普及啓発、環境学習・教育の取組	普及啓発、環境学習・教育の推進、消費者教育（再掲）

(2) 広域的な連携による取り組み

ア　関西広域連合
　「関西プラスチックごみゼロ宣言」を発出し、他府県都市の事業者、団体と協力した取組の推進。

イ　琵琶湖・淀川流域海ごみ抑制ﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ
　琵琶湖・淀川流域におけるプラスチックごみの発生抑制に関する情報共有、意見交換。

(3) 国との連携による情報発信

プラスチック・スマートキャンペーン
　“プラスチックとの賢い付き合い方”を発信するキャンペーンへ参画し、県の取組を発信。

8　関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

各主体が相互に情報を共有しつつ連携・協力

9　海岸漂着物等対策の実施に当たって配慮すべき事項、その他海岸漂着物等対策の推進に関し必要な事項

モニタリングの実施、災害等緊急時における対応、危険物漂着時における対応、地域計画の変更

瀬戸内海沿岸重点区域位置図及び一覧

【大阪湾沿岸】

No.1 東播海岸（神戸市）

	市名	番号	海岸名	延長(km)	海岸管理者等
既存の重点区域（H22年度）	尼崎市 西宮市 芦屋市	①	尼崎西宮芦屋港海岸	64.6	県（港湾課）
	神戸市	②	神戸港海岸	60.6	神戸市
		③	塩屋漁港海岸	0.7	
		④	垂水漁港海岸	3.2	
		⑤	舞子漁港海岸	0.5	
追加する重点区域（R1年度）	神戸市	1	東播海岸（神戸市）	7.0	県（港湾課）
合計	4市	－	6箇所	136.6	－

【播磨沿岸】

No.11 坊勢漁港海岸　No.13 室津漁港海岸

	市町名	番号	海岸名	延長(km)	海岸管理者等
既存の重点区域（H22年度）	明石市	①	明石港海岸	4.9	県（港湾課）
	明石市 播磨町 加古川市 高砂市	②	東播磨港海岸	44.3	
	姫路市	③	妻鹿漁港海岸	3.3	県（漁港課）
		④	姫路港海岸	56.0	県（港湾課）
		⑤	家島港海岸	7.3	
		⑥	立舞海岸	0.5	
		⑦	東尾友海岸	0.5	
		⑧	東尾友海岸、立舞海岸以外の西島の海岸	67.4	
	たつの市	⑨	御津海岸	2.1	
		⑩	御津海岸～岩見漁港海岸	0.9	
		⑪	岩見漁港海岸～室津漁港港海岸	1.1	
		⑫	室津漁港海岸～相生市境	1.3	
	相生市	⑬	相生港海岸	18.3	
	赤穂市	⑭	坂越港海岸	5.0	
		⑮	赤穂港海岸	16.3	
追加する重点区域（R1年度）	明石市	1	東播海岸（明石市）	8.1	県（港湾課）
		2	林崎漁港海岸	2.9	明石市
		3	松江漁港海岸	0.5	
		4	藤江漁港海岸	0.5	
		5	江井ヶ島海岸	3.3	県（港湾課）
		6	西島海岸	0.1	県（港湾課）
		7	魚住漁港海岸	0.8	明石市
	播磨町	8	古宮漁港海岸	1.0	播磨町
		9	阿閇漁港海岸	1.0	
	姫路市	10	家島漁港海岸	2.8	県（漁港課）
		11	坊勢漁港海岸	10.4	姫路市
	たつの市	12	岩見漁港海岸	1.5	たつの市
		13	室津漁港海岸	4.7	県（漁港課）
	赤穂市	14	坂越漁港海岸	3.6	赤穂市
		15	福浦漁港海岸	2.3	
合計	7市1町	－	30箇所	272.7	－

【淡路沿岸】

No.2 育波漁港海岸　No.1 富島漁港海岸

	市名	番号	海岸名	延長(km)	海岸管理者等
既存の重点区域（H22年度）	淡路市	①	松帆崎海岸	0.2	県（農地整備課）
		②	岩屋浦海岸	3.2	県（港湾課）
		③	浦港海岸	2.3	
		④	仮屋漁港海岸	3.1	県（漁港課）
		⑤	生穂漁港海岸	1.4	
		⑥	津名港海岸	21.1	県（港湾課）
		⑦	野島海岸	8.4	
		⑧	富島海岸	0.8	
		⑨	室津海岸	0.4	
		⑩	尾崎漁港海岸	1.1	県（漁港課）
		⑪	多賀海岸	0.8	県（港湾課）
		⑫	江井港海岸	1.8	
	洲本市	⑬	安乎中川原海岸	5.0	
		⑭	炬口漁港海岸	0.8	洲本市
		⑮	洲本港海岸	2.8	県（港湾課）
		⑯	古茂江港海岸	4.5	洲本市
		⑰	由良港海岸（成ヶ島、生石）	12.9	県（港湾課）
		⑱	都志港海岸	2.0	
		⑲	船瀬漁港海岸	0.5	洲本市
		⑳	鳥飼漁港海岸	1.8	
	南あわじ市	㉑	土生地野海岸	2.5	県（港湾課）
		㉒	阿万港海岸	2.7	
		㉓	吹上海岸	1.3	県（農地整備課）
		㉔	吹上海岸～福良港海岸	3.0	県（港湾課）
		㉕	福良港海岸	10.4	県（港湾課）
		㉖	刈藻海岸	0.8	
		㉗	鳥取海岸	0.2	
		㉘	空浜海岸	0.1	県（農地整備課）
		㉙	阿那賀組海岸	1.5	県（港湾課）
		㉚	丸山漁港海岸	2.4	県（漁港課）
		㉛	志知川組海岸	2.9	県（港湾課）
		㉜	津井海岸	1.4	
		㉝	湊津井海岸	3.0	
		㉞	湊港海岸	2.5	
		㉟	古津路海岸	0.4	県（農地整備課）
		㊱	慶野松原海岸	0.9	県（港湾課）
		㊲	慶野海岸	0.2	県（農地整備課）
		㊳	慶野五色海岸	0.3	県（港湾課）
		㊴	沼島漁港海岸	2.8	県（漁港課）

日本海沿岸重点区域位置図及び一覧

【但馬沿岸】

No.1：諸寄漁港海岸～釜屋漁港海岸

No.2：釜屋漁港海岸～居組漁港海岸

	市町名	番号	海岸名	延長(km)	海岸管理者等
既存の重点区域（H22年度）	豊岡市	①	京都府境～田結漁港海岸（北）	5.1	県（港湾課）
		②	津居山港海岸	3.5	
		③	津居山港海岸～田久日漁港海岸	9.0	
		④	田久日漁港海岸～宇日漁港海岸	2.0	
		⑤	宇日漁港海岸～竹野海岸	2.2	
		⑥	竹野海岸	1.5	
		⑦	竹野港海岸（竹野）～竹野港海岸	1.0	
		⑧	竹野港海岸（西町）～切浜漁港海岸	3.0	
		⑨	切浜漁港海岸～須井漁港海岸	1.6	
		⑩	須井漁港海岸～香美町境	0.2	
	香美町	⑪	相谷漁港海岸	1.1	香美町
		⑫	相谷漁港海岸～安木海岸	5.5	県（港湾課）
		⑬	安木海岸	0.7	
		⑭	訓谷海岸	0.7	
		⑮	無南垣海岸	0.3	
		⑯	無南垣海岸～柴山港海岸	2.5	
		⑰	柴山港海岸	10.8	
		⑱	香住漁港海岸	15.4	県（漁港課）
		⑲	香住漁港海岸～鎧漁港海岸	6.7	県（港湾課）
		⑳	鎧漁港海岸	2.8	香美町
		㉑	鎧漁港海岸～余部漁港海岸	2.3	県（港湾課）
		㉒	余部漁港海岸	1.4	香美町
	新温泉町	㉓	三尾漁港海岸～香美町境	3.9	県（港湾課）
		㉔	三尾漁港海岸	1.5	新温泉町
		㉕	浜坂漁港海岸	6.1	県（漁港課）
		㉖	諸寄漁港海岸	3.6	
		㉗	釜屋漁港海岸	0.4	新温泉町
		㉘	居組漁港海岸	5.7	県（漁港課）
		㉙	居組漁港海岸～鳥取県境	2.4	県（港湾課）
追加する重点区域	新温泉町	1	諸寄漁港海岸～釜屋漁港海岸	1.6	県（港湾課）
		2	釜屋漁港海岸～居組漁港海岸	0.5	県（港湾課）
合計	1市2町	－	31箇所	105.0	－

	市名	番号	海岸名	延長(km)	海岸管理者等
追加する重点区域（R1年度）	淡路市	1	富島漁港海岸	1.3	県（漁港課）
		2	育波漁港海岸	2.1	
		3	桃川漁港海岸	0.1	淡路市
		4	一宮海岸（江井明神地区）	2.8	県（港湾課）
	洲本市	5	五色海岸（鳥飼地区）	2.3	
合計	3市	－	44箇所	122.8	－